



国民健康保険税と後期高齢者医療保険料に 「子ども・子育て支援金分」が加算されます

「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金分」が加わることになります。詳しくは7月発送の「国民健康保険税納税通知書」または「後期高齢者医療保険料決定通知書」を確認してください。

Q 子ども・子育て支援金制度とは？

A 全ての世代の皆さんの保険税(料)から拠出していただいた支援金を、子育て施策(児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度)に充てるもので、こどもや子育て世代を社会全体で支える制度です。

Q 国民健康保険税について、何が変わるの？

A 保険税は使われる目的別に「基礎課税額(医療分)」「後期高齢者支援金等課税額(後期分)」「介護納付金課税額(介護分)」がありますが、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援納付金課税額(子ども分)」が加わるようになります。税率については以下のとおりです。なお、18歳未満の子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども)は、子ども分の均等割が10割軽減されます。

■令和7年度

区分	医療分	後期分	介護分
所得割額	6.7%	2.0%	1.2%
資産割額	24.0%	9.0%	5.0%
均等割額	24,000円	6,000円	6,000円
平等割額	23,000円	5,000円	4,000円

こども家庭庁HP
「子ども・子育て支援金制度について」



■令和8年度

区分	医療分	後期分	介護分	子ども分(追加)
所得割額	6.7%	2.0%	1.2%	0.3%
資産割額	24.0%	9.0%	5.0%	なし
均等割額	24,000円	6,000円	6,000円	1,200円
18歳以上 均等割額	—	—	—	100円
平等割額	23,000円	5,000円	4,000円	800円

Q 後期高齢者医療保険料について、何が変わるの？

A 「保険料(医療分)」に、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分)」が加わるようになります。税率については以下のとおりです。

■令和7年度

区分	医療分
均等割額	49,100円
所得割額	10.07%

■令和8年度

区分	医療分(改定)	子ども分(追加)
均等割額	54,600円	1,400円
所得割額	9.78%	0.25%

問 国民健康保険税について……………困税務課諸税証明係(☎内線1061)
後期高齢者医療保険料について…困国保年金課医療年金係(☎内線1119)
制度全般について……………こども家庭庁コールセンター(☎0120-303-272)